

令和 年 月 日
受付印 (あて先) 国立市長

令和 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード	
8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
9 増加償却の届出	有 ・ 無
10 非課税該当資産	有 ・ 無
11 課税標準の特例	有 ・ 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法
14 青色申告	有 ・ 無

所有者	1 (ふりがな) 住所 〔又は納税通知書送達先〕	3 個人番号 又は 法人番号	4 事業種目 (資本金等の額) ()百万円	5 事業開始年月 年 月
	2 (ふりがな) 氏名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕	6 この申告に 応答する者 の係及び氏名 (電話 - -)	7 税理士等 の氏名 (電話 - -)	

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	十億 百万 千 円			
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

15 市内における事業所等資産の所在地	①国立市 ②国立市 ③国立市
16 借用資産 (有・無) <リース>	資産の名称 貸主の名称

資産の種類	評価額 (木)	※ 決定価格 (へ)	※ 課税標準額 (ト)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

◎市民税係からのお知らせ
○法人市民税の設立、設置届が未届の法人については、至急提出して下さるようお願いいたします。(その際、登記簿謄本の写し及び定款の写しも合わせて提出してください。)
○法人市民税の申告及び納付は、原則決算期より2ヶ月以内となります。

【問合せ先】
課税課 市民税係(内線:111~113)

第二十六号様式(提出用) / 控用

償却資産問合せ先: 国立市役所 課税課
電話: 042-576-1111
内線: 101